

ま え が き

- 1 本書は、植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）に基づき、令和 6 年に実施した植物検疫の成績を取りまとめたものである。
- 2 表中、輸出植物等とは輸出する際に検査を受けた植物又は物品をいい、輸入植物等とは輸入される際に検査を受けた植物又は検疫指定物品をいう。物品又は検疫指定物品が含まれる可能性がないものは、それぞれ輸出植物、輸入植物としている。なお、輸出植物等の消毒は、輸出相手国からの要求によるものである。
- 3 各種種類別検査表では、植物防疫所で使用している大・中分類（「分類表」参照）毎に実績を掲載している。実績のない分類は省略した。
- 4 合計は、個、kg、m³、本、頭の単位毎にまとめている。
 - (1) 輸出植物等の検査表では、全実績の合計である。
 - (2) 輸入植物等の検査表（コンテナ詰め、航空貨物の検査表を含む。）では、大分類 12 中分類 11～15 及び 17 の実績は合計に含まない。植物防疫法上の植物又は検疫指定物品に該当しないからである。
 - (3) 大分類 10 中分類 18（その他）に含まれる中古農業機械は、件数を台数、数量を kg で計上している。
 - (4) 大分類 12 中分類 16（バイオテクノロジー）は、容器入りの組織培養植物、人工種子等であるが、単位は容器の本数である。
- 5 病菌・害虫発見記録では、
 - (1) 属まで判別できたもののみ掲載した。
 - (2) *印：令和 5 年以前に発見された実績のないものである。
 - (3) #印：ヒッチハイカーとして発見されたものである。
- 6 重要病菌・害虫発見記録における重要病菌・害虫の範囲は、輸出国植物防疫機関に対する通報実施要綱（昭和 52 年 8 月 25 日付け 52 農蚕第 5308 号農蚕園芸局長通知）第 2 の 2 の（2）に定められた病菌・害虫である。
- 7 輸入植物等品目別・国別検査表は、貨物における大分類 01～08、大分類 10 中分類 12（乾牧草）及び大分類 12 中分類 16（バイオテクノロジー）をまとめたものである。
- 8 各表で実績のない所の掲載は省略した。
- 9 欧州連合（EU）27 か国の実績は、アイルランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア及びルクセンブルクをまとめたものである。
- 10 令和 6 年の植物防疫所、支所及び出張所は、「植物防疫所配置図」のとおりである。